明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報
編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕
○気候変動適応法及び独立行政法人環境再生保全機構法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（三〇二）　二
○漁港漁場整備法及び水産業協同組合法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（三〇三）　三
○漁港漁場整備法及び水産業協同組合法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（三〇四）　四
○遊漁船業の適正化に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（三〇五）　四
○遊漁船業の適正化に関する法律第三条第二項の期間を定める政令（三〇六）　五

〔告　示〕
○公証人法第七条ノ二第一項の規定による指定の件（法務二六二）　五
○日本国に帰化を許可する件（同二六三）　五
○重要無形文化財の指定及び保持者の認定の件（文部科学一一九）　六
○重要無形文化財の保持者の追加認定の件（同一二〇）　六
○重要無形文化財の指定及び団体の構成員の認定の件（同一二一）　七
○選定保存技術の選定及び保持者・保存団体の認定の件（同一二二）　七
○選定保存技術の保持者の追加認定の件（同一二三）　七
○選定保存技術の保存団体の追加認定の件（同一二四）　七
○選定保存技術の保持者の認定解除の件（同一二五）　七
○砂防法第二条の土地を指定するとともに、直轄砂防工事を施行する件（国土交通一〇三五）　八
○砂防法第二条の土地を指定する件（同一〇三六～一〇三八）　八
○海上における射撃訓練を実施する件（防衛二〇二～二〇五）　八
○道路に関する件（中部地方整備局一〇二～一〇四）　九
○道路に関する件（近畿地方整備局一四一、一四二）　九
○民事訴訟法第百三十二条の十第一項に規定する電子情報処理組織を用いてする民事訴訟手続及び行政事件訴訟手続における申立てその他の申述を取り扱う裁判所を告示する件（最高裁五）　一〇

〔人事異動〕
内閣　内閣府　最高裁判所　一〇

〔官庁報告〕
官庁事項
東北地方整備局公示（東北地方整備局）　一〇

〔公　告〕
諸事項
官庁　有権者申出方、建設業の許可の取消処分関係　一〇
裁判所　相続、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係　二
会社その他　三〇

本号で公布された法令のあらまし

◇気候変動適応法及び独立行政法人環境再生保全機構法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（政令第三〇二号）（環境省）

気候変動適応法及び独立行政法人環境再生保全機構法の一部を改正する法律（令和五年法律第二三号）の施行期日は、令和六年四月一日とすることとした。

◇漁港漁場整備法及び水産業協同組合法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（政令第三〇三号）（農林水産省）

漁港漁場整備法及び水産業協同組合法の一部を改正する法律（令和五年法律第三四号）の施行期日は、令和六年四月一日とすることとした。

◇漁港漁場整備法及び水産業協同組合法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（政令第三〇四号）（農林水産省）

一　漁港漁場整備法施行令の一部改正関係（第一条関係）

1　題名の改正

題名を「漁港及び漁場の整備等に関する法律施行令」とすることとした。

2　親会社等の定義

漁港及び漁場の整備等に関する法律第五一条第四号の政令で定める法人を、ある法人に対して次に掲げるいずれかの関係を有する法人とすることとした。

㈠　その総株主（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株主を除く。）又は総出資者の議決権の過半数を有していること。

㈡　その役員（理事、取締役、執行役、業務を執行する社員又はこれらに準ずる者をいう。以下㈡及び㈢において同じ。）に占める自己の役員又は職員（過去二年間に役員又は職員であった者を含む。㈢において同じ。）の割合が二分の一を超えていること。

㈢　その代表権を有する役員の地位を自己の役員又は職員が占めていること。